

**狛江市環境基本計画改定素案及び狛江市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)素案に関する
パブリックコメント実施結果及び回答**

(1)パブリックコメント募集方法

- ①広報こまえ(平成24年11月15日号)への掲載
- ②狛江市ホームページへの掲載
- ③環境政策課窓口での閲覧

(2)パブリックコメント提出方法

- ①環境政策課への書面による提出
- ②郵便による送付
- ③ファクシミリによる送信
- ④電子メール、狛江市ホームページ専用フォームによる送信

(3)実施期間

平成24年11月15日(木)から12月14日(金)まで

(4)提出できる者の範囲

- ①狛江市内に住所を有する者
- ②狛江市内に事務所又は事業所を有する者
- ③狛江市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④狛江市内に存する学校に在学する者

(5)提出数

提出者数 4名
意見等件数 18件

(6)パブコメ意見及び回答

| 計画 | 章 | 区分 | 意見 | 回答 |
|--------|--------------|---|---|--|
| 環境基本計画 | 第1章 | | 団体自治から住民自治(町内会)へシフトも重要であることから(p5)と記されていますが、町内会は本来連絡組織であって活動組織ではありません。住民への周知に活用するのはよいですが、活動の主体にするには十分注意が必要かと思えます。活動は、関心を持った人たちの集まったボランティア組織や団体が主体になるのではないのでしょうか。 | 素案の中では、行政との連携・協働に前向きな組織として町会などを挙げていますが、町会に限らず、各団体が持っている横の連携の力によって環境問題を広く周知し、意識を高めていただき、市民が主体となった活動を推進していくという内容を、分かりやすく表現します。 |
| | | A. 緑 | 狛江市の植樹率の大きさは生垣や庭木など住宅の緑が大きな役割を果たしています。市民の高齢化により庭木の維持が困難になってきています。支援の在り方が重要な課題になると思えます。 環境基本計画なので、それぞれの詳細については示していないと思えます。例えば、緑被率を上げるために、さまざまな道路に植樹帯を幅広くとろうとすると歩道や車道が狭くなり、また落ち葉や日照の問題など、環境基本計画を重視しすぎると、それ以外の弊害が生まれることもあります。このような地域住民に重大な影響を及ぼすようなことに関しては地域住民と話し合いの場を設けて、するかしないか、又はどのようにするか等を決定する必要があると思えますが、どのようにお考えになっているのでしょうか？ | 民有地の緑化は、緑の保全などにおいても重要と考えておりますので、緑の基本計画なども整合性を図り、今後支援策について具体的に検討していきます。 環境基本計画は、環境の視点から狛江市の方向性を示す計画です。施策の実施の際には他計画や地域の状況も考慮して調和を保ちながら進めていきたいと考えます。 |
| | 第3章 | D. ネットワーク | 六郷用水は昭和40年代に地下下水道になったとありますが、何らかの理由があって埋め立てられたと思えます。狛江の六郷用水跡地は全てが道路となっており、そういった環境(幅員が大きい道路があるという環境)の下で地域社会が発達してきております。再現することで、例えば、車道がなくなってしまうとしたら、昭和40年代以降に形成された地域社会が崩壊してしまいます。そのため、再現するとしても、車道等の社会生活の基盤となるものは維持する必要があると思えます。市はどのような再現をしたいとお考えなのでしょうか？ | 歴史的な背景を視野に入れながら、往時を偲ばせるような公園整備を検討していきたいと考えます。 |
| | | | 施策目標は、おそらくこれまで行ってきたアンケート調査を引き続き行なわなければ改善したか分からないため、「歴史文化遺産…」でもよいと思えます。しかし、素直に考えれば、「水と緑が歴史でつながったまちと思う市民の割合」とする方がより良いと思えますが、如何でしょうか？ | 具体的イメージがわかりやすい内容として、素案の指標としております。 |
| | E. 低炭素・エネルギー | 「前計画」での具体的な目標像の一つ“エネルギー”が、「本計画」では“低炭素・エネルギー”とした如何なる理由ですか。 “ヒートアイランド”などは都市化により派生したもので、緑や水の減少と同じ問題です。気候変動をもたらす温暖化の問題と都市化の問題は区別した方が良いと思えます。 | エネルギー問題については、近年「資源の有効活用」という点と、「再生可能エネルギーに展開していく」という2つの課題が挙げられています。「前計画」では、前者を中心に施策を掲げていましたが、地球温暖化対策が重要視される中で、後者の視点からもエネルギーについて考えていくことの必要性が出てきました。そのため、「温暖化防止のために低炭素社会の構築をめざす」という視点から「エネルギー・低炭素」としています。 意見を踏まえ、表現を整理します。 | |

| | | | | |
|--------------------|------------|---|--|---|
| 環境基本計画 | 第3章 | E. 低炭素・エネルギー | <p>・新しいエネルギー社会にするための取り組み、支援を希望しています。</p> <p>・エネルギー相談や情報提供だけではなく、太陽光設置に対する助成金補助も市として担ってもらえると、より新エネルギーが普及すると思います。市として支援していく姿勢が市民に伝われば、市民も積極的に新エネルギー活用に向けて動き、狛江は新エネルギー社会、環境保護を推進する市としてイメージアップにもつながります。ドイツの2500人の街シェーナウがドイツのエネルギー革新の街としてドイツ全国に象徴的として知られるようになりました。狛江もシェーナウのように新しいエネルギー社会に取り組む自治体として、新エネルギーに取り組む個人、各市民団体の支援、助成制度を整えていただけるようお願いいたします。</p> | 平成21年度に住宅用太陽エネルギー利用機器設置助成を行っており、今年度も助成を実施しました。今後は新たな環境基本計画の方針を踏まえ、状況に沿った支援制度を検討していきます。 |
| | | | <p>個人宅の屋根に太陽光パネルを取り付ける人が増えていると思います。例えば、取り付けたいと思っていて、現在は一日中屋根に太陽光が当たる理想的な屋根があると思います。しかし、今後、緑を増やすために市が道路に街路樹を植えて日陰になってしまう可能性があると考え、パネルの取り付けに二の足を踏んでしまうと思います。市はこの点に関してどのようにお考えになっているのでしょうか？</p> | 街路樹については、日照状況、落ち葉の量などに配慮して植樹しています。また、必要に応じて街路樹の剪定なども行っています。 |
| | | | <p>「本計画」の具体的目標像の“E 低炭素・エネルギー”は“E 地球温暖化防止”に変更し、活動を集中した方が良いと思います。</p> | 低炭素・エネルギーの枠組みの中に地球温暖化防止の内容も含まれているため、変更せず素案の形をとります。また、23年度の委員会での検討結果として、今回の改定は中間の見直しであるため、大幅な枠組みの変更はせずに、新たな項目を追加していく方向性が示されています。 |
| | | G. 公害 | <p>現在も進行している福島第一原子力発電所の事故の現状をよく知ってもらうことが大切ではないでしょうか。</p> | 走行サーベイの実施により市全域の空間放射線量を測定することを検討しており、安心の「見える化」を図ります。 |
| | | I. パートナースhip | <p>第3章“I パートナースhip”(p42)には、事業者の記述が見当たりません。「基本条例」には環境に対する市民、事業者、行政の責務が明示され、「前計画」にもそれぞれの取り組み方が分かりやすく示されています。もう少し具体的な取り組み方を示すべきではないでしょうか。</p> <p>“パートナーシップ”の構築は計画の成否に大きな影響を与えます。また、行政には市民、事業者についての情報があるので、先導する役割が期待されます。</p> | <p>事業者も主体の1つとして考えるため、意見を踏まえ、表現を整理します。</p> <p>市民・事業者・行政が協働して環境基本計画を踏まえ施策を進めるとともに、地域のリーダー的人材の発掘・育成を行政が中心となって支援し、市民が主体となった活動の推進を図ります。</p> |
| 第4章 | 重点環境プロジェクト | <p>重点環境プロジェクトに(1)多摩川河川敷の有効活用と協働によるプロジェクトを入れるのはおかしいです。こういったプロジェクトを環境基本計画の側から監視チェックするのがこの計画の使命です。なにも行政の実施計画など各種計画の重点プロジェクトを持ってくる必要はないのではないのでしょうか。扱うなら、行政計画に対して、環境面でチェックしていく等を記載していくべきで、本質的に御用計画になっています。</p> | 重点環境プロジェクトは、計画により実効性を持たせるため、市民・事業者・行政による協働の発展が期待できる取組みを位置付けています。多摩川河川敷の有効活用に関しても、環境保全の視点からのものであり、環境に配慮した適切な利活用を推進します。 | |
| 地球温暖化対策実行計画(区域施策編) | 全体 | | <p>「地球温暖化対策実行計画」の位置づけが良く分かりません。「環境基本計画」「前計画」には、環境基本計画→環境保全実施計画→推進委員会→ワーキンググループの組織がありますが、「地球温暖化対策実行計画」の組織はどのようになるのですか。</p> | 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は、国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づくものであり、市域全体を対象とした地球温暖化対策の計画となります。この計画の施策は、環境基本計画の方針を踏まえているものであるため、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)についても環境基本計画の下位の個別計画として、連携しながら一体で推進していく予定です。 |
| | | | <p>「環境基本計画」には“低炭素・エネルギー”、“ごみ減量”という温暖化に関連する課題がありますが、あえて「地球温暖化対策実行計画」を作るのは如何なる理由によるものですか。</p> | 国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市においては、区域の温室効果ガスの排出抑制などについての施策の策定が義務付けられました。狛江市としては任意策定になりますが、地球温暖化対策実行計画は今後重要であると考え、今回基本計画の改定に合わせ策定することになりました。環境基本計画の目標の一つである「E. 低炭素・エネルギー」「F. ごみ」の内容を地球温暖化対策に特化して、より具体的な施策・数値を定めた計画となります。 |
| | | | <p>「地球温暖化対策実行計画」に防止という文言がないのは如何なる理由ですか。“温暖化対策”の文言には温暖化の進行を認める意味合いを感じますが。</p> | 国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」として位置付けているため、「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」となっています。また、地球温暖化の影響は既に顕在化しており、それに対する「適応」を考えていくべき時代になってきているのが現状です。これまでの取り組みとしての「防止」策(緩和策)を継承・充実させつつ、地球温暖化による環境への影響や健康被害に対して、社会や暮らしをどのように調整・適応していくべきかを考えなければならぬため、「地球温暖化への適応を検討する」ことを取り組みの方向性の一つに掲げています。 |
| 第2章 | | <p>“排出量の現況推計結果の課題”(p64)の、排出量の増加は地震による原子力の停止が原因であるとの記述は誤解を招くのではないのでしょうか。</p> | 地震を起因とする原子力発電所の停止に伴う火力発電の増加が、二酸化炭素排出量の増加要因の1つとして挙げられるという内容を、分かりやすく表現します。 | |